

建設廃棄物の事業場外保管に関する事前届出制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成 23 年 4 月 1 日から事業場外における自主保管についても松山市に届出が必要になりました。

<概要>

排出事業者(元請業者)は、建設工事に伴い生じる(特別管理)産業廃棄物を排出した事業場(いわゆる工事現場)以外の場所(面積が300m²以上の保管場所)において自ら保管を行おうとするときは、あらかじめ松山市長に届出が必要です。

また、変更や保管を止めた場合にも届出が必要です。

違反した者には、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

※下請業者は、産業廃棄物収集運搬業の積替え保管の許可が無ければ、保管を行うことは出来ません。

<届出事項>

① 届出書には、以下の事項を記載

- ・保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、連絡先
(法人にあつてはその代表者の氏名も)
- ・保管を行おうとする場所の所在地と面積
- ・保管を行おうとする産業廃棄物の種類
- ・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ・保管の方法(屋外保管時の容器の使用の有無等)
- ・屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合は産業廃棄物の高さの上限
- ・保管の開始年月日

② 届出書には、以下の書類を添付

- ・保管場所付近の見取図(住宅地図の写しでも可)
- ・保管場所の構造を明らかにする平面図(廃棄物の保管場所・面積等を明示)
- ・保管場所の使用権原を有することを証する書類(土地の登記事項証明書)
(自己所有の土地でない場合、賃貸借契約書等の使用権原の分かる書類も)

(裏面へ)

<保管方法>

- ・人がみだりに立ち入れないように保管場所の周囲に囲いを設けること
- ・産業廃棄物が飛散流出したり、地下に浸透したり、悪臭を発生したりしないように適切に管理すること
- ・保管量が届出した保管上限を超えないこと
- ・ネズミ、ハエ、蚊、その他の害虫等が発生しないようにすること
- ・下記のような表示を見やすい箇所に設けること 等

<表示例> 横60cm以上

産業廃棄物保管場所	
縦 60 cm 以 上	名 称 所 在 地 責任者氏名 連 絡 先 〇〇建設 株式会社 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号 松山 太郎 089-948-6914
	保管する産業 廃棄物の種類 がれき類、木くず、金属くず 紙くず、廃プラスチック類
	最大の高さ 1.8m
	最大保管量 がれき類：15m ³ 木くず：3m ³ 金属くず：3m ³ 紙くず：2m ³ 廃プラ：8m ³

<その他>

- ・保管場所が農地の場合は、農業委員会に許可申請または届出を行わなければならない場合があります。

該当する場合は、あらかじめ農業委員会に御相談ください。

お問合せ先

<届出・保管について>

松山市廃棄物対策課：948-6915
948-6914

<農地の扱いについて>

松山市農業委員会：948-6629
948-6630